

四 建築出張所の職員（建築監視官を含む）は
 全員都道府縣の吏員とする。
 五 前項の措置を行うに必要経費は全額國庫
 補助とする。
 六 本措置によつて公吏となつた者の恩給期間
 の計算については官吏たりし期間を通算す
 るものとし、これに関する恩給法中一部改
 正案を次の國會に提出する。

閣下第一八四号
 起 案
 昭和二十三年七月四日
 閣議決定昭和二十三年七月四日
 上奏昭和二十三年七月五日
 昭和二十三年七月五日
 施行昭和二十三年七月八日
 公布昭和二十三年七月八日

内閣総理大臣 

内閣官房長官
 内閣官房次長

内閣事務官 

西尾國英	鈴木地閣務大臣	北村國英	水工閣務大臣
一松國勝	鈴木國勝大臣	同田國勝	野澤閣務大臣
大谷國勝	宗栢國勝大臣	加藤國勝	船岡國勝大臣
戸田國勝	戸田國勝大臣	富田國勝	

別紙衆議院議長奏上の建設省

設置法公布の件は奏上のとおり公
布を奏請することとしたらう。

建設省設置法をここに公布
する。

御名御璽

昭和二十三年七月八日

内閣総理大臣

法律第百十三号

(奏上のとおり)

内閣総理大臣

運輸大臣

内閣

國会は建設省設置法の公布を奏上いた
します。

昭和二十三年七月四日

衆議院議長 松岡 駒吉



衆議院事務総長大池 眞



建設省設置法

第一章 総則

(設置)

第一條 この法律により、建設省を設置する。

2 建設省の長は、建設大臣とする。

(機関)

第二條 建設省に、本省の外、^{として地方建設局を置く。}地方支分部局を置く。

地方建設局

建設省長官

第二章 本省

(本省の所掌事務及び権限)

第三條 本省の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 國土計画及び地方計画に関する調査及び立案を行うこと。
- 二 土地の測量、地図の調整その他これに附帯する事業を実施すること。
- 三 都會地轉入抑制に関する事務を管理すること。
- 四 東北興業株式会社の業務の監督その他東北興業株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の施行に関する事務を管理すること。

五 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。

六 廣告物取締法（明治四十四年法律第七十号）の施行に関する事務を管理すること。

七 水道及び下水道の工事の指導及び監督を行うこと。

八 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、改良、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

九 砂防に関する事業を実施、助成及び監督しその他砂防法（明治三十年法律第十九号）の施行に関する事務を管理すること。

十 公有水面（港湾内の水面を除く。）の埋立に関する事務を管理すること。

十一 運河に関する事務を管理すること。

十二 水防の發達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。

十三 道路の新設、改築、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

十四 河川、道路、砂防設備及び海岸堤防の災害復旧並びにその助成を行うこと。

十五 軌道の監督に関する事務を管理すること。

十六 自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。

十七 土地の使用及び収用に關する事務を管理すること。

十八 宅地の利用の調整に關する調査及び企画を行うこと。

十九 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に關する事務を管理すること。

二十 市街地建築物に關する事務を管理すること。

二十一 不良住宅地区改良に關する事務を管理すること。

二十二 建築の発達及び改善の助長並びに建築に關する監督を行うこと。

二十三 住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

二十四 住宅の緊急措置に關する事務を管理すること。

二十五 土木建築請負業の発達及び改善の助長を行うこと。

二十六 國費の支弁に屬する建物の營繕(別に法律で定めるものを除く。)を行うこと。

二十七 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処分を行うこと。

二十八 建設省の所管行政に關する監察事務を処理すること。

二十九 建設省の所管行政に關する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に關する事務を処理すること。

三十 建設省の所管行政に關する啓発及びこころ報並びに部内の人事、會計及び庶務に關する事務を処理すること。但し、人事に關しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)に從つて処理しなければならぬ。

(本省の内政部局及びその所掌事務)

第四條 本省に大臣官房及び左の六局を置く。

総務局

河川局

道路局

都市局

建築局

特別建設局

2 大臣官房においては、前條第三十八号及び第三十号に規定する事務を掌る。

3 総務局においては、前條第一号、第三号、第四号、第十七号、第二十五号及び第二十七号に規定する事務並びに同條第二十九号に規定する事務(試験及び研究に關する事務を除く。)を掌る。

4 河川局においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務(道路の災害復旧工事の指導に關する事務を除く。)を掌る。

5 道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務並びに同條第十四号に規定する事務のうち道路の災害復旧工事の指導に關する事務を掌る。

6 都市局においては、前條第五号から第七号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務のうち市街地建築物による地域及び地区の指定に關する事務を掌る。

7 建築局においては、前條第十八号、第十九号及び第三十号から第三十四号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務(市街地建築物による地域及び地区の指定に關する事務を除く。)を掌る。

8 特別建設局においては、前條第二十六号及び第二十七号に規定する事務を掌る。

(本省の附属機関)

第五條 建設省に所要の研究所を置き、土木建築及び都市計画に關する調査、試験及び研究並びに技術者の養成訓練に關する事務を掌らしめる。

第六條 建設省に地理調査所を置き、第三條第二号に規定する事務を掌らしめる。

第七條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第八條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第九條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十一條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十二條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十三條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十四條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十五條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十六條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十七條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十八條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第十九條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第二十條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第二十一條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第二十二條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第二十三條 建設省に建設工事本部署を置き、第五條第一項に規定する事務を掌らしめる。

- 十七 土地の使用及び収用に関する事務を管理すること。
- 十八 宅地の利用の調整に関する調査及び企画を行うこと。
- 十九 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に関する事務を管理すること。
- 二十 市街地建築物に関する事務を管理すること。
- 二十一 不良住宅地区改良に関する事務を管理すること。
- 二十二 建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督を行うこと。
- 二十三 住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

第三章 地方支分部局

(地方建設局)

第^六條 地方建設局は、建設大臣の管理に属し、河川、道路、砂防その他直轄の土木工事の実施に関する事務を分掌する。

2 地方建設局の名称、位置、所管区域その他必要な事項は、政令でこれを定める。

3 建設大臣は、局務の一部を所掌させるため、所要の地に工事事務所を設置することができる。その名称、位置その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

本建築出張所

- 1 第四五号 職員及び組織の細目
- 2 この法律に定めらるるもの外、建設省の組織の細目については、建設大臣がこれを定める。

建設出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

附則

第八 本法條 この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

第九 建設院設置法及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を施行する等の件（昭和二十一年勅令第五十一号）は、これを廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第十 國費の支弁に属する建物の營繕（別に法律で定めるものを除く。）に関する事務でこの法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお従前の例による。

第十一 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで、一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

第十二 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充てるべき資金を國庫に納付させることができる。

第十三 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けた官吏現金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第十四 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日までの間、左に掲げる事務を行うことができる。但し、第一号の事務は、特別調達院がこれを執行する準備が完了したときは、同日以前においても特別調達院に移管される。この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國費の

3 建設大臣は、局務の一部を所掌させるため、所要の地に工事事務所を設置することができる。その名
称、位置その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

六

第五條 建築出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。
工事事務所を定む。

附則

第八條 この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

第九條 建設院設置法及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を施行する等の件（昭
和二十一年勅令第五十一号）は、これを廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めあ
る場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員とな

り、同一性をもつて存続するものとする。

第十條 國費の支弁に属する建物の營繕（別に法律で定めるものを除く。）に関する事務でこの法律施行の
際現に各省大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお従前の例による。

第九條 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで、一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その
他緊急工事を施行することができる。

2 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充てるべき資金を
國庫に納付させることができる。

3 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を
受けた官吏現金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第十條 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日まで、左に掲げる事務を行うことができる。但し、
第一号の事務は、特別調達院がこれを執行準備したときは、同日以前においても特別調達院に移管する
こととする。この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國費の

七

八
不当支出を防止するために技術的監督及び監視をすること。但し特別調査院がこれを行ふ準備が完了したとき、昭和二十三年十二月三十一日以前に於いては特別調査院に移管されるものとする。

二 昭和二十二年八月三十一日以前に、ゆん功した連合國最高司令官の要求に係る工事の契約金額に対する査定及びその精算をすること。

第十三條 建設省に、昭和二十三年八月三十一日まで、地方支分部局として建築出張所を置く。
 二 建築出張所は、建設大臣の管理に属し、建築の監督及び本省の所管行政に属する資材の割当に關する事務を分掌する。
 三 建築出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。
 第十四條 内務省官制等廢止に伴つた法令の整理に關する法律（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
 第十三條中、「特命全權大使、特命全權公使、~~特命全權公使~~及び建設院の長」と、「特別全權大使及び特命全權公使」に改める。
 第十三條附條。
 第十五條 道路運送法（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
 第十四條中「項中、「内務大臣」と、「建設大臣」に改める。
 第十六條 行政官廳法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
 第十三條中、「特命全權大使、特命全權公使、~~特命全權公使~~及び建設院の長」と、「特別全權大使及び特命全權公使」に改める。

昭和二十三年五月十四日

昭和 年 月 日

内閣官房長官
内閣官房次長

内閣事務官

内閣總理大臣

法務總裁

西尾國務大臣	若米地國務大臣	北村國務大臣	永江國務大臣
一松國務大臣	鈴木國務大臣	岡田國務大臣	野溝國務大臣
水谷國務大臣	栗栖國務大臣	加藤國務大臣	幣田國務大臣
森戸國務大臣	竹田國務大臣	富吉國務大臣	國務大臣

別紙内閣總理大臣請議建設省設置法案

を審査したが、右は請議のよう
に閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り

建設省設置法案

右

国会に提出する

昭和三十三年六月十日 衆

内閣総理大臣

去務憲

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

内閣総理大臣
運輸大臣

法務省

法務省

昭和二十二年六月二十二日

建設省設置法

内閣府勅令 第一〇九号

内閣府勅令 第一〇九号

昭和二十二年六月二十二日

建設省設置法

第二條

建設省の長は、建設大臣とする。

建設省の長は、建設大臣とする。

建設省設置法

第二條

建設省設置法

第一章 総則

(設置)

第一條 この法律により、建設省を設置する。

2 建設省の長は、建設大臣とする。

(機関)

第二條 建設省に、本省の外、左の地方支分部局を置く。

地方建設局

建築出張所

特別建設出張所

第二章 本省

(本省の所掌事務及び権限)

第三條 本省の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされる。



なければならぬ。

- 一 國土計画及び地方計画に関する調査及び立案を行うこと。
- 二 土地の測量、地図の調製その他これに附帯する事業を実施すること。
- 三 都会地轉入抑制に関する事務を管理すること。
- 四 東北興業株式会社の業務の監督その他東北興業株式会社法昭和十一年法律第十五号の施行に関する事務を管理すること。
- 五 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。
- 六 廣告物取締法（明治四十四年法律第七十号）の施行に関する事務を管理すること。
- 七 水道及び下水道の工事の指導及び監督を行うこと。
- 八 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、改良維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

- 九 砂防に関する事業を実施、助成及び監督しその他砂防法（明治三十年法律第十九号）の施行に関する事務を管理すること。
- 十 公有水面（港湾内の水面を除く。）の埋立に関する事務を管理すること。
- 十一 運河に関する事務を管理すること。
- 十二 水防の発達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。
- 十三 道路の新設、改築、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 十四 河川、道路、砂防設備及び海岸堤防の災害復旧並びにその助成を行うこと。
- 十五 軌道の監督に関する事務を管理すること。
- 十六 自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。
- 十七 土地の使用及び収用に関する事務を管理すること。

十八 宅地の利用の調整に関する調査及び企画を行うこと。
十九 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に関する事務を管理すること。

二十 市街地建築物に関する事務を管理すること。

二十一 不良住宅地区改良に関する事務を管理すること。

二十二 建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督を行うこと。

二十三 住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

二十四 住宅の緊急措置に関する事務を管理すること。

二十五 土木建築請負業の発達及び改善の助長を行うこと。

二十六 國費の支弁に属する建物の營繕（別に法律で定めるものを除く。）を行うこと。

二十七 國費の不当支出を防止するためにする連合國最高司令

官の要求に係る建設工事及び維持工事の技術的監督及び監視を行うこと。

二十八 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処分を行うこと。

二十九 建設省の所管行政に関する監察事務を処理すること。

三十 建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を処理すること。

三十一 建設省の所管行政に関する啓発及びこの報並びに部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関するは、國家公務員法（昭和三十一年法律第百三十号）に従って処理するものとする。

第三章 地方支分部局

（地方建設局）

第四條 地方建設局は、建設大臣の管理に属し、河川、道路、砂防その他直轄の土木工事の実施に関する事務を分掌する。

地方建設局の名称、位置、所管区域その他必要な事項は、政令

でこれを定める。

3 建設大臣は、局務の一部を所掌せざるため、所要の地に工事事務所~~（事務所）~~を設置し、その名称、位置その他必要事項は、建設大臣がこれを定める。
（建築出張所）

第五條 建築出張所は、建設大臣の管理に属し、建築の監督及び本省の所管行政に属する資材の割当に関する事務を分掌する。

2 建築出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

（特別建設出張所）

第六條 特別建設出張所は、建設大臣の管理に属し、第三條第二十一本号及び第三十七号に掲げる事務を分掌する。

特別建設出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

附 則

第七條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第八條 建設院設置法及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を施行する等の件（昭和二十一年勅令第五十一号）は、これを廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第九條 國費の支弁に属する建物の営繕（別に法律で定めるものを除く。）に関する事務でこの法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお従前の例による。

第十條 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで、一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

2 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充てるべき資金を國庫に納付させることができる。

3 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けたる官吏現金取扱の例に準じ、専主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第十條 建設大臣は、昭和三十三年十二月三十一日までの間、左に掲げる事

- 一 務を行ふことができない。但し、第百号の事務は、特別勸進院がこれを代行する準備をした。
- 一 この法律施行の際、継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國費の不当支出を防止する
- 二 昭和三十二年八月三十一日以前に、招承めにする技術的監督及び監視をすること。連合國最高司令官の要求に係る工事の契約金額に対する査定及びその精算をすること。

理由

建設行政の重要件に鑑み、建設官を配置するの必要がある。これかこの法律案を提出する理由である。

建設大臣は、前二項の規定により委任を受けた事務を執行するに当たっては、建設大臣の指示を受けることとなる。

建設大臣は、前二項の規定により委任を受けた事務を執行するに当たっては、建設大臣の指示を受けることとなる。

第十條 建設大臣は、昭和三十三年十二月三十一日までの間、左に掲げる事務を行うことが出来る。但し、前二項の規定により委任を受けた事務は、特別勅令でこれを停止し得る。

一 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國費の不当支出を防止するに必要と認めるときは、建設大臣は、前二項の規定により委任を受けた事務を執行するに当たっては、建設大臣の指示を受けることとなる。

附 則

建設省設置法

第一章 總則

(設置)

第一條 この法律により、建設省を設置する。

(機関)

第二條 建設省に、本省の外、左の地方支分部局を置く。

- 地方建設局
- 建築出張所
- 特別建設出張所
- 駐在所

第二章 本省

(本省の所掌事務及び権限)

第三條 本省の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む。)

に従つてなされなければならない。

一 國土計画及び地方計画に関する調査及び立案を行うこと。
二 土地の測量、地図の調製その他これに附帯する事業を
実施すること。

三 都会地轉入抑制に関する事務を管理すること。

四 東北興業株式会社の業務の監督その他東北興業株式会社

法（昭和十一年法律第十五号）の施行に関する事務を管理すること。

五 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並び

に都市計画事業を（法）執行すること。

六 廣告物取締（法）に関する事務を管理すること。

七 水道及び下水道の工事の指導及び監督を行うこと。

八 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、改良、

維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

九 砂防に関する事業を実施、助成及び監督しその他砂防

法（明治三十年法律第十九号）の施行に関する事務を管理
すること。

十 公有水面（港湾内の水面を除く。）の埋立に関する事務を管
理すること。

十一 運河に関する事務を管理すること。

十二 水防の發達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の
助成及び監督を行うこと。

十三 道路の新設、改築、維持及び管理並びにこれらの助成及び
監督を行うこと。
（並に）

十四 河川、道路、砂防設備及び海岸堤防の災害復旧及びその
助成を行うこと。

十五 軌道の監督に関する事務を管理すること。

十六 自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。

十七 土地の使用及び収用に関する事務を管理すること。

十八 宅地の利用の調整に関する調査及び企画を行うこと。

十九 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に関する事務を管理すること。

二十 市街地建築物に関する事務を管理すること。

二十一 不良住宅地区改良に関する事務を管理すること。

二十二 建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督

を行ふこと。

二十三 住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成

及び監督を行うこと。

二十四 住宅の緊急措置に関する事務を管理すること。

二十五 土木建築請負業の発達及び改善の助長を行うこと。

二十六 國費の支弁に属する建物の管理（別に法律で定められたものを除く。）を行うこと。

二十七 國費の不当支出を防止するためとする連合國最高司

令官の要請に係る建設工事及び維持工事の技術的監督及

び監視を行うこと。

二十八 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処

分を行うこと。

二十九 建設省の所管行政に関する監察事務を処理すること。

三十 建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並

びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を処理すること。

三十一 建設省の所管行政に関する啓発及びこの報並びに部

内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。

第三章 地方支分部局

(地方建設局)

第四條 地方建設局は、建設大臣の管理に属し、河川、道路、疎防、其他

土木、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号に掲げる事務を分掌

ス 地方建設局の名称、位置、所管区域その他必要な事項

は、政令でこれを定める。

三 建設大臣は、局務の一部を所掌させるため、所要の地に

例による。

第四條 建設大臣は、昭和三十四年三月三十一日まで一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充^つか^せる資金を國庫に納付させることができる。

建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けた官吏の現金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第五條 内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十九号）を次のように改正する。
第三條 削除



建設行政の重要性に鑑み、建設省を設置する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

内務省

例による。

第一條 建設大臣は、昭和三十四年三月三十一日までに一般の委託により、被災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充つべき資金を國庫に納付させることができる。

建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けたる官吏の現金取扱の例に準じ、主計の官吏をしてその現金の取扱を掌務するものとする。

第五條 内閣省官制等廃止に伴う法律の整理に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十九号）を次のように改正する。

内閣官

勅令第五十一号（昭和二十一年一月）

第一條 運輸大臣は、当分の内一般の委託に依り被災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することを得。

前項に規定する事務は、鉄道総局に於て之を掌る。

第二條 前條第一項に規定する事務に従事せしむるため運輸省に左の職員を増置す。

運輸事務官

專任二十一人 二級

專任百三十人 三級

運輸技官

專任三人 一級

專任二百人 二級

專任四百八十人 三級

第三條 運輸大臣は、必要と認めるときは、委託者をして第一條第一項に規定する事務施行の費用に充つべき資金を國庫に納付せしむることを得。

第四條 運輸大臣第一條第一項の規定に依り委託者に属する支拂事務を取扱ふ場合に

於ては現金の前渡を受けたる官費現金取扱の例に準じ主たる官費を以てその現金取扱をなさしむることを得。

運輸省運輸建設本部設置の件（昭和二十一年一月三十一日勅令第五十一号第一條第一項に規定する事務を行うため運輸

省に運輸建設本部を置く、運輸建設本部の事務を分掌せしむるため地方建設部を直く、その名称及び位置を別表による。

(別表)

名称	位置
運輸省東京地方建設部	東京都
同 熱海	熱海市
同 名古屋	名古屋市
同 岐阜	岐阜市
同 大阪	大阪市
同 広島	広島市
同 四国	丸亀市
同 下関	下関市
同 信濃川	新潟県中奥郡千手町
同 仙台	仙台市
同 札幌	札幌市

昭和二十三年五月十五日

法制長官 佐藤達夫

内閣官房長官 若米地義三

さきに閣議決定を終了建設省設置法案中誤りがあったので左記の通り訂正方お取り計らいを願う。

記

第四條第三項中「又は工場」を削る。

訂正條

現金取

(カセ)

昭和二十三年五月二十七日

法制長官

内閣官房長官 殿

さきに閣議決定を経た建設省設置法草案を左記のとおり訂正せられたい。

三記

第三條第三十一号に次の但書を加える。

但し、人事に関しては、(國家公務員法(昭和三十一年法律第百二十号)に従つて処理しななければならぬ。

附則第七條中「六月一日」を「七月一日」に改める。

訂正

御決

昭和二十三年六月七日

内閣官房長官 吉米地義三 殿

法制長官 佐藤 達夫

○. H. Qの要求により、さきに閣議決定を経た「建設省設置法案」の一部を左記のように訂正したいからよろしく願う。

記

第二條中「特別建設出張所」を削る。

第三條中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、以下順次一
号ずつ繰り上げる。

第六條を削り、第七條を第六條とし、以下順次一條ずつ繰り上げる。

附則に左の一條を加える。

11 5/27

第十條 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日までの間、左に掲げる事務を行うことができる。

- 一 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國費の不当支出を防止するためにする技術的監督及び監視をすること。但し、特別調査隊がこれを行つて準備を完了したときは、昭和二十三年十月三十一日以前におき、特別調査隊に移管されるものとする。
- 二 昭和二十二年八月三十一日以前に、ゆん功した連合國最高司令官の要求に係る工事の契約金額に対する査定及びその精算をすること。

昭和二十三年六月十日
法制長官 佐藤 達夫
内閣官房長官 若米地 義三 殿

昭和二十三年六月十日

法制長官 佐藤 達夫

内閣官房長官 若米地 義三 殿



さきに閣議決定を経た「建設省設置法案」の一を、G・H・Qの要
求により^{更に}左記のように訂正したいからよろしく願う。

記

第十條本文に次の但書を加える。
但し、第一号の事務は、特別調査院がこれを行う準備をしたときは、
同日以前においても特別調査院に移管されるものとする。

この旨

505

昭和二十三年六月 日

内閣官房

内閣事務官

衆議院議事部長殿

正誤通知

一、建設省設置法案印刷物中

六頁一行「第五十一号」は「第五十二号」の誤

七頁十條本文に次の但書を加える。

但し、第号の事務は、特別調査院がこれを行ふ準備せし

たときは、同日以前にこれをも特別調査院に移管されるものとする。

八頁一行乃至三行 但書を削る。

内閣

ノ歌 1作 10444年 前 州 加 越 州。

不ノ此 正、區 正 文 准 正 此 以 力 群 些 機 制 新 正 該 第 四 十 七 号 的 申 請 也。

前、新 制 的 申 請 第 正、特 些 監 制 第 五 十 七 号 正 以 新 制 的 申 請 也。

大 越 十 乘 正 此 正 區 正 州 加 越 州。

大 越 10年 正 區 正 州 加 越 州、正 區 正 州 加 越 州、正 區 正 州 加 越 州。

1. 新 制 的 申 請 第 正、特 些 監 制 第 五 十 七 号 正 以 新 制 的 申 請 也。

正 區 正 州 加 越 州

新 制 的 申 請 第 正、特 些 監 制 第 五 十 七 号 正 以 新 制 的 申 請 也。

正 區 正 州 加 越 州

正 區 正 州 加 越 州

正 區 正 州 加 越 州

建設省設置法案

建設省設置法

第一條 この法律により、建設省を設置する。
 第二條 建設省の長は、建設大臣とする。
 (機関)
 第二條 建設省に、本省の外、左の地方支分部局を置く。
 地方建設局
 建築出張所
 第二章 本省

建設省設置法

第一章 総則

(設置)

- 第一條 この法律により、建設省を設置する。
- 2 建設省の長は、建設大臣とする。

(機関)

第二條 建設省に、本省の外、左の地方支分部局を置く。

地方建設局

建築出張所

第二章 本省

〈 第三條 本省の所掌事務及び権限 〉

本省の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 国土計画及び地方計画に関する調査及び立案を行うこと。

二 土地の測量、地図の調整その他これに附帯する事業を実施すること。

三 都会地轉入抑制に関する事務を管理すること。

四 東北興業株式会社の業務の監督その他東北興業株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の施行に関する事務を管理すること。

五 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。

六 廣告物取締法（明治四十四年法律第七十号）の施行に関する事務を管理すること。

七 水道及び下水道の工事の指導及び監督を行うこと。

八 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、改良維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

九 砂防に関する事業を実施、助成及び監督しその他砂防法（明治三十年法律第十九号）の施行に関する事務を管理すること。

十 公有水面（港湾内の水面を除く。）の埋立に関する事務を管理すること。

十一 運河に関する事務を管理すること。

十二 水防の發達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。

十三 道路の新設、改築、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

十四 河川、道路、砂防設備及び海岸堤防の災害復旧並びにその助成を行うこと。

十五 軌道の監督に関する事務を管理すること。

十六 自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。

建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を分掌すること。

建設省の所管行政に関する啓発及びこの報並びに部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に従つて処理しなければならぬ。

建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を分掌すること。

建設省の所管行政に関する啓発及びこの報並びに部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に従つて処理しなければならぬ。

建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を分掌すること。

四

十七、土地の使用及び収用に関する事務を管理すること。

十八、宅地の利用の調整に関する調査及び企画を行うこと。

十九、戦災地その他の災害地における土地物件の権利に関する事務を管理すること。

二十、市街地建築物に関する事務を管理すること。

二十一、不良住宅地区改良に関する事務を管理すること。

二十二、建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督を行うこと。

二十三、住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

二十四、住宅の緊急措置に関する事務を管理すること。

二十五、土木建築請負業の発達及び改善の助長を行うこと。

二十六、國費の支弁に属する建物の營繕(別に法律で定めるものを除く。)を行うこと。

二十七、連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処分を行うこと。

二十八、建設省の所管行政に関する監察事務を処理すること。

二十九、建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を処理すること。

三十、建設省の所管行政に関する啓発及びこの報並びに部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に従つて処理しなければならぬ。

第三章 地方支分部局

(地方建設局)

第四條 地方建設局は、建設大臣の管理に属し、河川、道路、砂防その他直轄の土木工事の実施に関する事務を分掌する。

2 地方建設局の名称、位置、所管区域その他必要な事項は、政令でこれを定める。

建設大臣は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。
 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。
 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充てるべき資金を
 國庫に納付させることができる。
 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を
 受けた官吏現金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。
 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日まで、左に掲げる事務を行うことができる。但し、
 第一項の事務は、特別勅令でこれを定める。同日以前は、特別勅令でこれを定める。同日以前は、特別勅令でこれを定める。
 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事については、國費の

六

3 建設大臣は、局務の一部を所掌させるため、所要の地に工事事務所を設置することができる。その名称、位置その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

(建築出張所)

第五條 建築出張所は、建設大臣の管理に属し、建築の監督及び本省の所管行政に属する資材の割当に関する事務を分掌する。

2 建築出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

附則

第六條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第七條 建設院設置法及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を施行する等の件(昭和二十一年勅令第五十一号)は、これを廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第八條 國費の支弁に属する建物の管轄(別に法律で定めるものを除く。)に関する事務でこの法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお従前の例による。

第九條 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

2 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充てるべき資金を國庫に納付させることができる。

3 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けた官吏現金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第十條 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日まで、左に掲げる事務を行うことができる。但し、第一項の事務は、特別勅令でこれを定める。同日以前は、特別勅令でこれを定める。同日以前は、特別勅令でこれを定める。
 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事については、國費の

昭和二十三年六月二十一日

法制長官 佐藤 達夫

内閣官房長官 吉米地 義三 殿

さきで閣会へ提出した「建設省設置法案」の一部を左記のように訂正したいからよろしくお取り計らいを願う。

記

第三條第八号中「利用、改良維持及び」を「利用、改良、維持及び」に、同條第三十号中「こう報」を「こう報」に改める。

第七條中「建設院設置法」及び運輸大臣の依り建設地の
復興に関する工事を施行する等の件（昭和二十一年勅令第五十一号）
を「建設院設置法（昭和二十二年法律第二百三十七号）及び運輸大臣

訂正

光緒

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

に於いて委託之家、戦災地の復興に關する工事を施行する等の件、昭和二十一年勅令第五十一號を以て改める。

第八條中「左を従前」を「左を、従前」に改める。

第九條中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「昭和二十四年三月三十一日まで、」に改める。

第十條中「までの間、」を「まで、」に改める。

昭和三十三年六月

日

務

議院議事部長殿

正護通知

内閣官房

内閣事務官

一、建設省設置法を印刷物中

三頁一行 「改良維持」は「改良、維持」の誤

五頁四行 「ころ報」は「ころ、報」の誤

六頁九行 「建設院設置法」は「建設院設置法（昭和三十

二年法律第三十三号）」の誤

七頁三行 「あか」は「あか」の誤

四行 「三十日」は「三十日まで」の誤

一〇行 「三十日までの間」は「三十日まで」の誤

内閣

10月
 日
 大塚 三郎
 〔川内町に設けられた川内町役所
 〔川内町に設けられた川内町役所
 〔川内町に設けられた川内町役所

内閣

建設省設置法

第一章 総則

(設置)

- 第一條 この法律により、建設省を設置する。
- 2 建設省の長は、建設大臣とする。

(機関)

第二條 建設省に、本省の外、左の地方支分部局を置く。

地方建設局

建築出張所

第二章 本省

10号
 11号
 12号
 13号
 14号
 15号
 16号

(本省の所掌事務及び権限)

第三條 本省の所掌事務の範囲は、左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 國土計画及び地方計画に関する調査及び立案を行うこと。
- 二 土地の測量、地図の調整その他これに附帯する事業を実施すること。
- 三 都会地轉入抑制に関する事務を管理すること。
- 四 東北興業株式会社の業務の監督その他東北興業株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の施行に関する事務を管理すること。
- 五 都市計画及び都市計画面事業に関する事務を管理し、並びに都市計画面事業を実施すること。
- 六 廣告物取締法（明治四十四年法律第七十号）の施行に関する事務を管理すること。
- 七 水道及び下水道の工事の指導及び監督を行うこと。
- 八 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、改良維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 九 砂防に関する事業を実施、助成及び監督しその他砂防法（明治三十年法律第十九号）の施行に関する事務を管理すること。
- 十 公有水面（港湾内の水面を除く。）の埋立に関する事務を管理すること。
- 十一 運河に関する事務を管理すること。
- 十二 水防の発達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。
- 十三 道路の新設、改築、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 十四 河川、道路、砂防設備及び海岸堤防の災害復旧並びにその助成を行うこと。
- 十五 軌道の監督に関する事務を管理すること。
- 十六 自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。

10月
 〃
 〃
 大蔵 三行
 『三十四年〇〇月〇〇日』
 『三十四年〇〇月〇〇日』
 『三十四年〇〇月〇〇日』

四

- 十七 土地の使用及び収用に関する事務を管理すること。
- 十八 宅地の利用の調整に関する調査及び企画を行うこと。
- 十九 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に関する事務を管理すること。
- 二十 市街地建築物に関する事務を管理すること。
- 二十一 不良住宅地区改良に関する事務を管理すること。
- 二十二 建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督を行うこと。
- 二十三 住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 二十四 住宅の緊急措置に関する事務を管理すること。
- 二十五 土木建築請負業の発達及び改善の助長を行うこと。
- 二十六 國費の支弁に属する建物の營繕(別に法律で定めるものを除く。)を行うこと。
- 二十七 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処分を行うこと。

- 二十八 建設省の所管行政に関する監察事務を処理すること。
- 二十九 建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を処理すること。
- 三十 建設省の所管行政に関する啓発及びこころ報並びに部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に従つて処理しなければならない。

第三章 地方支分部局

(地方建設局)

第四條 地方建設局は、建設大臣の管理に属し、河川、道路、砂防その他直轄の土木工事の実施に関する事務を分掌する。

2 地方建設局の名称、位置、所管区域その他必要な事項は、政令でこれを定める。

建設大臣の職掌
建設大臣の職掌
建設大臣の職掌
建設大臣の職掌

3 建設大臣は、局務の一部を所掌させるため、所要の地に工事事務所を設置することができる。その名称、位置その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

(建築出張所)

第五條 建築出張所は、建設大臣の管理に属し、建築の監督及び本省の所管行政に属する資材の割当に関する事務を分掌する。

2 建築出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

附則

第六條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第七條 建設院設置法及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を施行する等の件(昭和二十一年勅令第五十一号は、これを廃止する。但し、法律(法律に基く建設省の相当の機関及びその職員となる場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員とな

り、同一性をもつて存続するものとする。

第八條 國費の支弁に属する建物の營繕(別に法律で定めるものを除く。)に関する事務でこの法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお従前の例による。

第九條 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

2 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充てるべき資金を國庫に納付させることができる。

3 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けた官吏現金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第十條 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日までの間、左に掲げる事務を行うことができる。

一 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國費の

102
103
104
「
大塚 三行
[三十四年]の「三十四年」の
「三十四年」の「三十四年」の
「三十四年」の「三十四年」の

不当支出を防止するためにする技術的監督及び監視をすること。但し、特別調達院がこれを行う準備が完了したときは、昭和二十三年十二月三十一日以前においても特別調達院に移管されるものとする。

二 昭和二十二年八月三十一日以前にしゅん功した連合國最高司令官の要求に係る工事の契約金額に対する査定及びその精算をすること。

理由

建設行政の重要性に鑑み、建設省を設置する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

一四

要承認

閣下二六一

昭和 年 月 日

内閣官房長官
内閣官房次長

内閣事務官

内閣總理大臣

法務總裁



西尾 國務大臣

西

吉米地 國務大臣

吉

北村 國務大臣

永江 國務大臣

永

一松 國務大臣

一

鈴木 國務大臣

義

岡田 國務大臣

岡

野澤 國務大臣

野

水谷 國務大臣

水

栗栖 國務大臣

栗

加藤 國務大臣

加

船田 國務大臣

船

森戸 國務大臣

森

竹田 國務大臣

竹

富吉 國務大臣

富

國務大臣

富

別紙内閣總理大臣請議建設省設置法施行令案

去務廳

公布
三月六日
三月五日
三月五日
三月五日

本件
公布
内閣